令　和　６　年

上尾伊奈資源循環組合議会

８月定例会議案

議　　案　　名

議案第　２号　令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計歳入歳出
決算の認定について……別冊
議案第　３号　令和６年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算
（第１号）……別冊
議案第　４号　上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇
に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　１

議案第４号

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年８月９日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第１９号中「期間内」を「期間（当該機関が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の６月から１０月までの期間）内」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じて、夏季休暇の取得可能期間を見直したいので、この案を提出する。